



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課）…………… 1
- 海岸保全区域の指定の変更（海岸防災課）…………… 1

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・4件（県民生活課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 4

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立南部医療センター・こども医療センター）…………… 4

その他

- 行政書士試験合格者の発表…………… 4

告 示

沖縄県告示第79号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年 2月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- (1) 解除予定保安林の所在場所 島尻郡久米島町字山城後原107番2、107番3、122番2、137番2、137番3
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 解除の理由 農業用道路用地とするため
- (1) 解除予定保安林の所在場所 島尻郡久米島町字山城屋利原348番4
 - (2) 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
 - (3) 解除の理由 農業用道路用地とするため

沖縄県告示第80号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、昭和61年沖縄県告示第854号で指定した海岸保全区域（渡口地区海岸に係る部分）を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

平成25年 2月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

海岸の名称			指定区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	中城湾港 海岸	渡口・和仁 屋・熱田地 区海岸	基点1から基点23までを順次直線で結んだ線、補助点1から補助点14までを順次直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結んだ線及び基点23と補助点14を直線で結んだ線により囲ま

れた区域

- 基点1 四等三角点浜原（北緯26度18分13.5597秒、東経127度49分28.7316秒）から255度54分11秒1237.059メートルの地点
- 基点2 基点1から214度29分54秒118.000メートルの地点
- 基点3 基点2から226度17分56秒68.000メートルの地点
- 基点4 基点3から202度39分58秒102.001メートルの地点
- 基点5 基点4から176度02分57秒34.819メートルの地点
- 基点6 基点5から265度50分22秒7.953メートルの地点
- 基点7 基点6から175度50分27秒82.463メートルの地点
- 基点8 基点7から199度16分43秒9.150メートルの地点
- 基点9 基点8から175度50分29秒6.716メートルの地点
- 基点10 基点9から94度28分17秒3.681メートルの地点
- 基点11 基点10から175度50分28秒39.655メートルの地点
- 基点12 基点11から183度37分55秒25.336メートルの地点
- 基点13 基点12から191度25分34秒163.676メートルの地点
- 基点14 基点13から195度58分37秒78.892メートルの地点
- 基点15 基点14から269度50分31秒19.943メートルの地点
- 基点16 基点15から179度50分27秒5.400メートルの地点
- 基点17 基点16から169度27分52秒12.885メートルの地点
- 基点18 基点17から180度00分00秒5.500メートルの地点
- 基点19 基点18から90度14分08秒10.705メートルの地点
- 基点20 基点19から150度11分33秒26.440メートルの地点
- 基点21 基点20から181度35分55秒39.570メートルの地点
- 基点22 基点21から211度40分25秒34.610メートルの地点
- 基点23 基点22から154度54分15秒113.158メートルの地点
- 補助点1 基点1から124度17分56秒50.001メートルの地点
- 補助点2 補助点1から214度29分55秒119.000メートルの地点
- 補助点3 補助点2から225度17分55秒68.000メートルの地点
- 補助点4 補助点3から202度59分57秒79.001メートルの地点
- 補助点5 補助点4から189度03分21秒45.465メートルの地点
- 補助点6 補助点5から265度53分59秒36.027メートルの地点
- 補助点7 補助点6から175度50分26秒130.604メートルの地点
- 補助点8 補助点7から191度25分34秒178.390メートルの地点
- 補助点9 補助点8から195度58分27秒79.519メートルの地点
- 補助点10 補助点9から180度11分31秒23.267メートルの地点
- 補助点11 補助点10から150度11分28秒25.536メートルの地点
- 補助点12 補助点11から182度28分37秒43.109メートルの地点
- 補助点13 補助点12から208度57分04秒34.041メートルの地点
- 補助点14 補助点13から154度54分14秒100.675メートルの地点

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年3月7日まで縦覧に供する。

平成25年2月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 1月 8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人サポートセンターゆめさき
- 3 代表者の氏名 上江田静江
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市高原七丁目34番29号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、軽度発達障害や心に傷を負った若年者に対して、生活支援から就労支援までを幅広く提供することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年 3月15日まで縦覧に供する。

平成25年 2月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 1月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人大夢
- 3 代表者の氏名 石川哲次
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県うるま市石川東恩納750番地 1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がい者が地域社会の中で自分自身の考えと力で、働く場所や社会参加できる場所を築いていけるよう、自立のための技術指導や授産活動の支援を行い、地域の人々が障がい者に対する理解を深め、共に協力し合っている場所作りに取り組みることにより、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年 3月16日まで縦覧に供する。

平成25年 2月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 1月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄定期借地借家権推進機構
- 3 代表者の氏名 比嘉忠男
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市南桃原四丁目31番33号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、定期借地借家に関する事業を行うことにより、もってより多くの国民に定期借地借家の、普及促進活動をするを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年 3月22日まで縦覧に供する。

平成25年 2月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 1月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ワーカーズコープ沖縄
- 3 代表者の氏名 幸地良丈
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市首里石嶺町 2丁目 2番地 1 砂川共同住宅 2F
- 5 定款に記載された目的 この法人は、児童から高齢者にわたる生活総合支援事業、すなわち、子育て支援に関する事業、高齢者・障害者を支える、あるいは主体者としていく事業等やそのため必要な人材育成を目的とした様々な研修・講習会を地域の人々と協同でおこし、或いはその活動を支援し、協同の息吹溢れる市民主体の地域社会を創造していくための拠点となり、豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的としています。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年2月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年5月10日 沖縄県指令土第665号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波1281番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字座波1281番地2 島袋盛吉
- 5 検査済証番号 平成25年1月23日 第3063号
- 6 工事完了年月日 平成25年1月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年2月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年6月26日 沖縄県指令土第835号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市大山六丁目465番ほか26筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 株式会社ニトリホールディングス 代表取締役 似鳥昭雄
- 5 検査済証番号 平成25年1月24日 第3064号
- 6 工事完了年月日 平成25年1月12日

病 院 事 業 局 事 項

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成25年2月8日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 我 那 覇 仁

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 病院ネットワーク機器 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 沖縄県島尻郡南風原町字新川118番地の1
- 3 契約の相手方を決定した日 平成24年12月5日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社プロスタッフ 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目28番21号
- 5 契約金額 46,987,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号

そ の 他

平成24年11月11日に実施した沖縄県知事の委任に係る平成24年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成25年2月8日

財団法人行政書士試験研究センター
理事長 磯 部 力

試験会場	受験番号	試験会場	受験番号	試験会場	受験番号	試験会場	受験番号
沖縄国際大学	9310007	沖縄国際大学	9310010	沖縄国際大学	9310026	沖縄国際大学	9310042
沖縄国際大学	9310052	沖縄国際大学	9310053	沖縄国際大学	9310066	沖縄国際大学	9310095
沖縄国際大学	9310126	沖縄国際大学	9310148	沖縄国際大学	9310149	沖縄国際大学	9310153
沖縄国際大学	9310172	沖縄国際大学	9310203	沖縄国際大学	9310205	沖縄国際大学	9310212
沖縄国際大学	9310243	沖縄国際大学	9310258	沖縄国際大学	9310263	沖縄国際大学	9310264
沖縄国際大学	9310282	沖縄国際大学	9310299	沖縄国際大学	9310348	沖縄国際大学	9310359
沖縄国際大学	9310390	沖縄国際大学	9310427	沖縄国際大学	9310460	沖縄国際大学	9310508
沖縄国際大学	9310535	沖縄国際大学	9310633	沖縄国際大学	9310649	石垣市商工会館	9330001
石垣市商工会館	9330009						

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有限会社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目 9 番16号</p>
------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------